

4独国生相第107号
令和5年1月30日

公益社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会
会長 坂本 久 様

独立行政法人国民生活センター
相談情報部長 林 大介
(公印省略)

賃貸借契約の原状回復に関するトラブルについて（情報提供）

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より国民生活センターの業務につきましては、ご指導、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

全国の消費生活センター等には、賃貸住宅に関するいろいろな相談が寄せられています。なかでも、退去時の原状回復に関する相談が多くみられます。当センターでは、賃貸借契約の原状回復に関するトラブルについて、相談事例をもとに問題点等を整理し、2月1日（水）の記者説明会にて別添資料のとおり、消費者への注意喚起を行う予定です。

つきましては、消費者トラブル防止のため、貴連合会に情報提供いたしますので、よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

なお本件は、別添資料の通り、他の関係機関にも情報提供しておりますことを申し添えます。

謹白

記

- ・ 別添資料
住み始める時から、「いつか出ていく時」に備えておこう！
—賃貸住宅の「原状回復」トラブルにご注意—

<本件連絡先> 独立行政法人国民生活センター 相談情報部(担当：岩崎、狐塚) 電話：03-3443-1208 FAX：03-3443-6209
